

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2004.9.10発行〈通巻第342号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.gccities.jp/koshc2000/>



- | | |
|--|----|
| ● 東京電力は長尾光明さんの多発性骨髓腫の責任を認めよ!
損害賠償裁判にご支援を | 2 |
| ● 労災保険料率の設定に関する検討会が「中間とりまとめ」
事務局主導の低調な議論 | 5 |
| ● アスベスト被害者の家族として
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・関西 古川和子 | 10 |
| ● 安全衛生委員会が安全衛生活動をやってはいけない!
OSHMS構築連続トレーニング講座第2回開催 | 12 |
| ● 前線から(ニュース)
船員保険で2例目の中皮腫認定 東京／ハツリ労働者のじん
肺肺ガン死亡 沖縄／労働安全衛生法改正で連合がプロジェクトを設置 中央 | 15 |

東京電力は 長尾光明さんの多発性骨髄腫の 責任を認めよ！

損害賠償裁判にご支援を

全面否認を許さない

東京電力福島第一原子力発電所などで働き、そのときの被曝が原因で「多発性骨髄腫」を発症、現在、闘病中の長尾光明さんが、被った損害の賠償を求め東京電力を相手取って、東京地裁に提訴する見通しとなつた。

今年1月、福島・富岡労基署によって労災認定された（詳細は本誌2004年1、2月号）ことを受け、長尾さんが加入するよこはまシティユニオン（全造船機械労組神奈川地域分会）は、直接の雇用主であった石川島プラント建設（IPC）、その親会社である石川島播磨重工業（IHI）、原発定検工事の元請会社の東芝、原子力事業者の東京電力に対し、長尾さんの労災について話し合いを求めてきたが、会社側はその一切を拒否、さらに、被曝と疾病との因果関係も認めないと公言してきた。

長尾さんの疾病は、政府の専門検討会ですら労働との因果関係を認めたもので、疾患と被曝との因果関係は明確にもかかわらずだ。

長尾さんの放射線管理手帳に記録された被曝線量は法定限度を下回っていたものの、当時の作業者の中でも相当大きな線量が記録されていた。多発性骨髄腫に類似の白血病の労災認定基準と比べると、実に3倍もあった。

しかも、当時の福島第一原子力発電所では事故、故障が頻発し、労働者被曝が跳ね上がった時期にあたっていた。法定限度内であつたとしても、できるだけ被曝は避けなければならないにもかかわらず、技術的不手際によって被曝線量が増えたのであった。

さらには、燃料棒由来のプルトニウムと考えられる α 核種による深刻な汚染が存在したことが、最近の内部告発資料によって明らかになっている。長尾さんはもちろん、現場労働者は誰もその事実を知らされず、重大な内部被曝のリスクを負ってしまったのである。汚染隠し、被曝隠しが行われたのだった。

労災認定された長尾さんに対して、全く何のあいさつもない。

長尾さんの被曝に関する資料が未だに一切明らかにされていない。



長尾光明さん

労災認定されたにもかかわらず、その責任さえ認めようとしない。

内部告発で暴露された汚染事件について、全く明らかにしようとしていない。

もちろん、労災補償を上回る長尾さんの被った損害賠償について、誠実な対応をしようとする態度のかけらもない。

つまり、会社側は長尾さんの件はなかつたことにしようとしているのである。

こんなことは許すことはできない。

長尾さんは、損害賠償請求を通して、会社側の責任を明らかにすることを決意した。安全センターは全力でともに闘うことを決定した。長尾さんの労災認定を支援してきた諸団体は、新たな決意でもって損害賠償裁判を支援していくことを決めた。

支援する会としては早期全面決着を目指すとともに、裁判を通じ東京電力をはじめとする企業責任を明確にすべく追及しながら、原子力労働者の埋もれた被害の救済、労働安全衛生対策の抜本的改善を目指して運動を進めていきたいと考えている。

支援する会に結集しよう!

具体的には、原子力損害賠償法の原子力事業者への責任集中と無過失責任の原則に基づいて、東京電力を相手取って損害賠償裁判を提起する見通しで、準備は最終段階に入った。

運動、資金、組織の面から裁判闘争を推進するために、長尾光明さんの労災認定を勝ち取る会を継承、発展させる形で「東京電力を告発する長尾原発裁判を支援する会」が発足する。労災認定を勝ち取る会や署名の時と同様、よこはまシティユニオン、関西労働者安全センター、原子力資料情報室、原水爆禁止日本国民会議が責任団体となる。

裁判カンパを!

多くの個人、団体の皆さんのが支援する会に加入し、裁判闘争の輪に加わっていただけますようよろしくお願い申し上げます。みんなで裁判闘争を進めていきたいと思います。

また、裁判開始にあたってすでに経費が発生しており、「裁判提訴カンパ」にもぜひともご協力下さい。

★支援する会へのご参加につきましては、当安全センターにお電話いただくか、または、次ページの申込書にご記入頂き、ファックス、郵便にてお知らせください。郵便振替口座、労働金庫口座が開設できしだい、ご案内致します。

＊＊＊「東京電力を告発する長尾原発裁判を支援する会」参加申し込み＊＊＊

団体会員 一口 5000 円 / 年 () 口 個人会員 一口 3000 円 / 年 () 口

「通信」は、○郵便で、○ファックスで、○電子メールで

※該当する○にチェックを入れてください。

団体 / 個人名

通信送付連絡先

住所 / 電話番号 / ファックス番号 / 電子メールアドレス

東京電力を告発する長尾原発裁判支援決起集会

とき： 10月4日（月）午後6時30分～

ところ： 総評会館2階大会議室（東京・お茶の水）

ひよう： 資料代 500円

GAC 2004
TOKYO

2004年世界アスベスト東京会議

Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo

2004年11月19－21日

東京・早稲田大学国際会議場

組織委員会では、世界会議の成功に向けて国内で募金をつのっています。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

2004年世界アスベスト東京会議組織委員会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F Tel(03)3636-3882 Fax(03)3636-3881

Eメール:gac2004@ac.wakwak.com URL:<http://park3.wakwak.com/~gac2004/>

銀行口座：三井住友銀行・亀戸支店（普）1601650 「G A C（ジーエーシー）2004組織委員会」

労災保険料率の設定に関する検討会が「中間とりまとめ」

事務局主導の低調な議論

今年の初めに労災保険民営化問題の議論を経て、総合規制改革会議（現規制改革・民間開放推進会議）と厚生労働省が合意した労災保険料率見直しの議論が検討会で進んでいる。

9月8日に第6回労災保険料率の設定に関する検討会が開かれ、「労災保険料率の設定に関する検討会」の中間とりまとめが行われた。明らかにされている「中間とりまとめ」によれば、選定として「労災保険は、保険料負担を調整することによって事業主の労働災害防止の自主的努力を促進する機能を有している。これは、業種区分ごとの災害率に応じて保険料率が上下する『業種別労災保険率の設定』と個別事業の災害率に応じて上下する『メリット制』により機能している。」とし、「労働災害防止のインセンティブをも併せ持つ制度」という認識を前提に、①労災保険率②業種区分③メリット制の現状の三つを議論の主要テーマにあげている。

厚生労働省のHPで、毎回の議事録と事務局提出の資料が公開されているが、総じていえるのは事務局主導の説明にその大半が割かれ、そもそもその前提についての検証がなされていないというのが実際のところである。

労働災害防止のインセンティブがメリッ

ト制によってどう確保されたのか、その実証的な説明がまったくないまま議論が進行しているという、ある意味不思議な会議である。

たとえば、木材伐出の事業の労災保険率があまりに高く、林業全般を1事業とすることにより半分以下に切り下げたことと、労災防止のインセンティブがどう係わり合いがあるのかといった根本的な問題の整理が殆ど見られないでのある。また、メリット制についての検討も今後精力的に行われるとみられるが、じん肺や振動病、非災害性腰痛という特定疾病の扱いの問題と調整率の是非についてもまったく触れられていない。

本来、このような個別の業種の利害に深く関わる業種別保険率のような問題については、関係業種等のヒアリングを行うなど十分な検討があつてしかるべきであり、問題の多い運営といえるだろう。ただ、これまで一部の専門書に理論的な解説がある以外、まったく公表されてこなかった基礎資料が公表されたこと自体が大きな変化とも言え、今後の議論の経過が注目されるところである。

とかく専門的で複雑にみえる保険料率の議論についても、中小事業主や労働者の立場から十分検討する必要があるといえる。

(案) 労災保険料率の設定について(論点整理)

一 労災保険率、業種区分、メリット制

(「労災保険料率の設定に関する検討会」中間とりまとめ)

2004年 月

労災保険料率の設定に関する検討会

I はじめに <略>

II 検討すべき課題

1 労災保険率

(1) 現状

労災保険率は、51の業種区分ごとに過去3年間の労災保険の給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、二次健康診断等給付に要する費用、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用等の予想額その他の事情を考慮して定めることとされている。

料率の算定の基本的な考え方は、業務災害における短期給付分については一定期間(3年間)の収支が均衡するように賦課する「純賦課方式」を、長期給付分については災害発生時点の事業主集団に年金給付等の将来給付費用を賦課する「充足賦課方式」を採用しているが、給付の一部に相当する費用については、全業種一律に賦課している。

その他、過去債務分、非業務災害分(通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用があり、これらは全業種一律の賦課としている。

(全業種一律賦課)

労災保険率(業務災害分)の設定にあたって、以下の部分については、全業種一律の賦課としている。

① 短期給付分

労基法第81条の打切補償の規定等をメルクマールとしており、災害発生から3年を経ている短期給付については、全業種一律賦課として算定している。

② 長期給付分(過去債務分を除く。)

労基法第81条の打切補償の規定、労基法第77条の障害補償の規定等をメルクマールとして、被災後7年を超えて支給開始したものについて

は、全業種一律賦課として算定している。

③ 過去債務分

平成元年度当時における既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額を、平成35年度まで全業種一律に賦課している。

平成元年度当初、事業主が負担すべき過去債務分の料率は1.5／1,000であったが、平成7年度に1.1／1,000、平成10年度に1.0／1,000、平成13年度に0.6／1,000に引き下げられ、平成15年度(現行)に0.1／1,000となっている。

(労災保険率の設定)

労災保険率(料率)の設定にあたっては、上記の基本的な考え方方に沿って算定される率に基づいて、3年ごとに改定している。改定に際しては、料率が過大に変動する様がないように、また、産業構造の変動等を踏まえて、激変緩和措置(例えば、平成15年度においては±4／1,000以内の改定とした。)等の配慮を行っている。

(2) 課題

労災保険率については、業種毎の収支は必ずしも均衡しておらず、業種別のリスクを正確に反映したものとはなっていないが、事業主集団の労働災害防止へのインセンティブを有効に働きかけるという観点からは、業種毎に異なる災害リスクを正確に反映したものとすべきとの考え方がある一方で、社会保険として必ずしも業種別には収支が均衡する必要はないとの考え方もあり、これらの考え方を踏まえて適正な労災保険率のあり方について検討する必要がある。

労災保険率を設定するルールについては、現状においては必ずしもその全てにわたって明確に示されているとはいえない状況があり、今後はより明確なルールを示す必要がある。その際、長年にわたる産業構造の変化に伴い規模が小さくなったり業種においては、過去に発生した災害等により過大な負担となるという問題があるが、これをどう考えるか、また、保険料の水準が過度に変動することを避ける観点から行われている激変緩和の措置のあり方等について検討する必要がある。

さらに、労災保険率改定のプロセスを通じての料率改定に関する基礎資料の公開、料率決定

手順の透明化についてもより一層の改善方策を検討する必要がある。

2 業種区分

(1) 現状

労災保険制度は、業種別に料率を設定する制度を採用している。これは、業種ごとに作業態様等の差異により、災害率が異なるという実態を前提として、労働災害防止のインセンティブ促進の観点から、業種別に料率を設定することが適切であるとの判断に基づくものである。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループに着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとしている。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等についても斟酌することとしている。また、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等について勘案することとしている。

労災保険は、適用事業場数約265万、適用労働者数約4,819万人を擁しており、その業種は、現在51業種に区分されている。これまで、上記の考え方に基づき、災害率の比較的高い製造業、建設業などでは区分が細分化されているが、サービス業を中心とする第三次産業等については、比較的大括りの区分となっている。

(2) 課題

業種区分を見ると、保険集団としての規模が相当少なくなっているものが存在している（例えば、(1)規模は小さいが災害率が低いため、保険の収支状況と料率が低く安定している業種、(2)産業構造の変動により規模が急減したため、過去における災害等で収支状況が悪く料率が高い業種）。一方で、「その他の各種事業」のように適用事業場数約132万、適用労働者数約2,858万人と、他に比して規模が大きく、また、卸売・小売業、医療、教育等の多様な産業が含まれる業種区分もあることから、最近の産業構造の変動状況、技術革新の進展等を踏まえ、業種区分に関する上記(1)の基本的な考え方に基づき、改めて検討する必要がある。

3 メリット制

(1) 現状

労災保険のメリット制は、一定の要件（継続事業については一定の規模以上、有期事業については確定保険料又は請負金額等が一定額以上のもの）を満たす事業について、個々の事業の労災保険の収支（メリット収支率）に応じて、非業務災害分を除く労災保険率又は保険料の額を、継続事業については±40%の範囲で、一括有期事業及び有期事業については±35%の範囲で増減させる制度である。

このほかに、特例メリット制として、中小企業である継続事業場が安全衛生措置（快適職場の認定事業場）を行い、その適用を希望した事業場に対して、メリット増減幅を±45%の範囲で増減させる制度がある。

メリット収支率別の適用事業場の分布を見ると、メリット適用事業場の80%以上の事業場で保険料が減額されている。

また、-40%又は+40%の最大の引下げ又は引上げの区分に事業場が集中している。

-40%の事業場が多いのは、近年の労働災害の減少傾向を反映して、無災害事業場が増加しているためと考えられる。

一方、+40%の事業場が多いのは、保険給付の充実、医療費の上昇等により、メリット収支率の計算式において分子に含める金額（保険給付及び特別支給金の額）が増加していると共に、近年の労働災害の減少等による保険料率の引下げに伴い保険料が低減し、分母にあたる金額が減少していることにより、小規模事業場にあっては、一度重篤な災害が発生すればメリット収支率が極端に悪化するためと考えられる。

(2) 課題

- 業務災害に係るメリット制については、業種区分が同一であっても、無災害の事業場と労働災害を発生させている事業場との間において保険料に差を設けることは、労働災害防止のインセンティブを後退させないために必要不可欠であるが、メリット制に関しては、

- ① 適用事業場の要件のあり方の問題、
 - ② メリット増減率の幅の問題
- がある。

これについては、労働災害防止のインセンティブを損なわないことも必要であるが、適用要件の緩和及びメリット増減率の拡大は保険料収入が減少する効果をもたらすことから、その減少分を確保するために全体の設定料率が引き上がり、メリット制が適用されない事業にとって不利になることにも考慮する必要がある。検討を行うにあたっては、全般的に災害率が低下している中でのメリット制のあり方等、その効果及び影響についても考慮する必要がある。

継続事業と有期事業の間に、メリット増減率の幅に差があることについても検証する必要がある。

また、特例メリット制については、充分活用されていない現状を踏まえ、中小企業の安全衛生水準の向上等に資する有効な政策として活用を推進する方策について検討する必要がある。

III 検討会での意見

検討会の中で出された主な意見の概要

1 労災保険率

(1) 労災保険率の改定

労災保険率の改定に際しては、基礎データの公開に基づき、手続の透明性が担保された適正な料率の算定及び設定が求められている。

(2) 業種別の保険料負担のあり方

労災保険率は、業種別に算定されており、長期給付分については充足賦課方式を採用する等、一定の範囲において産業構造の変化に対応しているが、急激な産業構造の変化など、当該業種の責任ではなく、外部的な要因によって負担が激増した業種も存在しており、そうした負担については、当該業種のみに負担させるのではなく、全業種にわたる調整が必要である。

また、労働災害防止のインセンティブを損なわないように、業種別の保険料負担のあり方について検討する必要がある。

(3) 労災保険率の設定

① 短期給付及び長期給付

労基法上に定められた事業主の災害補償責任の範囲をメルクマールとし、これを超える短期給付分及び長期給付分を全業種一律賦課としているが、この範囲については、精査する必要があ

るのでないか。

② 過去債務分

過去債務分（0.1／1,000）は、非業務災害分（「通勤災害」及び「二次健康診断等給付」）と同様に、全業種一律賦課としている。

過去債務分は、賦課するほどの意味合いがなくなってきたことから、廃止してもよいのではないか。

③ 激変緩和措置等

現状において一定の構造不況業種については、低い料率設定となるよう配慮しているが、仮に料率を引き上げることとなる場合には、激変緩和措置が必要である。また、他の業種においても、料率を引き上げるに際しては、激変緩和措置が必要である。

2 業種区分

(1) 業種区分の考え方

① 業種区分の見直しに際しては、保険集団としての規模を考慮する必要がある。

保険集団の最小規模は、労働災害が一般に想定される頻度で発生したとしても、当該集団の料率が影響しない程度の規模とすべきであるが、社会保険としての保険集団の最低規模のメルクマールを一義的に定めることは困難である。

② 業種区分を考えるにあたっては、次のa、bの調和を図る必要がある。

a 社会保険には業種ごとの災害率等のリスクの幅を広げて、社会的な連帯責任の考え方を政策的に取り入れていくという側面があるため、一定程度規模以上の業種区分でグループ化する等、リスクの幅を広く取る必要がある。つまり、全産業の収支のバランスを取り、負担を広く求めるならば、小規模業種の統合を進める必要がある。

b 「事業主の労働災害防止努力」を重視すれば、業種の異なる集団が連帯して労働災害防止を進めることは必ずしも容易ではないことから、業種の細分化をより一層推進すべきである。

③ 業種区分を検討するに際して、日本標準産業分類は、事業主にも概ね浸透していること、また、過去の業種区分の見直しにあたり参考にしていることから、業種区分のメルクマールの一

つとすべきである。

(2) その他の各種事業

- ① 業種区分の最大規模として、現行の「その他の各種事業」が全適用労働者数の約60%を占めている。このような状況を見直す場合、最小単位の適用事業細目における最大規模業種（「卸売業又は小売業」）の労働者割合が全適用労働者数の25%程度である状況を踏まえて、適切な適用労働者割合を考える必要がある。
- ② 業種区分の一段下の区分である最小単位の適用事業細目ごとの収支状況については、過去における給付データを集計しておらず、分析できないことから、今後の業種区分のグループ化の見直しにあたり、適用事業細目を基準としたデータの整備が望まれる。
- ③ 「その他の各種事業」における現状の適用事業細目については、災害リスク等の観点から、より細分化する必要があるか見直しを行い、必要なものについては、適用事業細目を細分化してデータを集め、検討すべきである。

3 メリット制

(1) メリット適用要件

- ① 労働災害防止のインセンティブを促進させるため、適用事業の要件を緩和し、適用対象の事業場数を拡大することを検討すべきではないか。
- ② 以下のような要因から、適用事業の要件緩和は難しいのではないか。

- a 小規模事業場の災害発生割合は、全産業平均の半分以下であり、大半の事業場が無災害であるが、この無災害が安全衛生対策を行った結果によるものか、たまたま無災害であったのか、現行のメリット収支率の計算に用いる給付データからは判断できること。
- b 適用要件の緩和は、適用拡大される小規模事業場の多くの事業場が無災害であることから、単なる保険料の引下げの措置と同様に、保険料収入が減少する効果をもたらし、全体の設定料率が引き上げられること。
- c 小規模事業場において労働災害が発生した場合には、メリット収支率が急激に悪化することから、無災害の場合に最大引下げ（-40%）、労働災害が発生した場合に最大引上げ（+40%）となるケースが多いこと。

(2) メリット増減幅

- ① 労働災害防止のインセンティブを促進させるため、メリット増減幅を拡大してはどうか。
- ② 以下の状況を踏まえ、メリット増減幅の拡大又は縮小等の見直しの必要性について検討すべきである。

a メリット増減幅拡大に伴う影響

メリット増減幅の拡大は保険料収入の減少を伴うことが予想されるが、その減少に見合う業種全体の労働災害の減少による保険給付費の減少がない限り、この保険料の減収分は全産業で負担することから、もともとメリット制の適用がない小規模事業場において保険料負担が増加する恐れがあること。

b 労働災害防止のインセンティブ

過去の高度経済成長期においては、労働災害が多発していたため、メリット増減幅の拡大は、結果として労働災害防止に効果があったといえるが、近年のように労働災害の発生件数が下降している状況では、メリット制の要件緩和・増減幅拡大により事業主の労働災害防止意欲を高揚させる効果を予測することは難しいこと。

(3) 特例メリット制

特例メリット制について申請実績が少ないとから、その要因について検証が必要ではないか。

IV 今後の検討の進め方

本報告においては、今後の労災保険料率の設定に関する、中間とりまとめとして論点整理を行った。

今後、II及びIIIで示した課題と意見に加え、更なる現状分析、見直しの必要性と具体的方策等について引き続き検討を行い、最終報告としてとりまとめる予定である。



昨年の10月からセンターで、アスベスト疾患の患者さん、遺族の方からの相談に対応してくれている古川さんは、すでにセンターではなくてはならない存在。予想をこえる相談件数に忙しく活動する中、感じることを文章にして寄せててくれた。

アスベスト被害者の家族として

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・関西

古川 和子

安全センターに来てもうじき一年が経とうとしています。

「アスベストの被害者の方のお手伝いに」といわれてセンターに通うようになったのは去年の10月からです。当初は週に3日位のペースだったのが、いつのまにかほとんど連日のようになるにはさほどの時間がかかりませんでした。一ヶ月に一人の相談者が・・・というペースだったのも、今年に入ると予測をはるかに上回る数の相談が入り、今では30件近い方の相談が寄せられています。そして、この相談件数には脅威さえ覚えられます。

夫が他界してから3年半が経ちます。「アスベストって何?」という疑問から、夫との闘病生活が始まりました。アスベストという言葉さえ聞きなれない私が、昔吸ったアスベストが原因で癌になり、その病名も二転三転する状況の中、確実に死が迫つてくる夫の労災認定を求めて闘った日々は、今でも鮮やかに蘇ってきます。普通に病気になることでも大変なのに、未知の病名を告

げられた恐怖感、まして「治療法がありません」といって放つ医療の対応にも不信感を抱いた日々でした。しかし、そのような困惑をよそに夫の限りある時間は徐々に削られてゆきました。せめて、死することの意味だけでも、という願いの中で、死の直前一ヶ月前に労災認定を受けました。

相談を受けてご本人の希望を叶えるべく、労災認定の手続きに奔走しますが、時おり疑問を感じことがあります。夫もそうでしたが、せっかく労災認定を受けても間もなく死亡するというケースがあるからです。この病気は発見する事が困難であり、根治するには大変に難しい病気であることは周知の通りです。だから、労災認定されて「これで安心して治療を」と家族共に喜んでも、その願いも空しく悲しい結果を迎えることになります。相談者の方と心通じ合えて、同じ苦しみを分かち合える旧知の友のようになつても、その後に悲しい別れが待つてゐる。

旧国鉄勤務だった、立谷さんも先日悲し

い別れがありました。1月5日に相談の電話があり、翌6日に加古川のお宅までお伺いしました。その一年前に右肺全摘の手術を受けて、ベッドで寝たきりの立谷さんはにこやかな笑顔で私を迎えてくださいました。ベッドの枕元に千羽鶴が飾ってあるのが印象的でした。一年前に「悪性胸膜中皮腫」という診断があり、右肺全摘の手術を受けながらも労災申請をしなかったのです。そのような術を知らなかったということと、アスベストと仕事の関わりが良く解からなかったからです。昔、車両整備の時にアスベストを使用していたけれども、危機意識はなかったのです。危険なものであり、どのような場所に使われているのかということも会社から知らされていなかったようです。もうじき定年を迎えて、ご夫婦でゆっくりとした余生を…と考えていた奥様は非常に落胆するとともに、怒りが込み上げているそうです。ご本人から私が最後に聞いた言葉は「体を元に戻してくれ」という言葉でした。「体を元に戻してくれるのならば、家でも何でもやるから」と訴えていた顔が今でも脳裏に浮かんできます。

この病気になられた方に対して、「労災認定のお手伝いを」といっても、ご本人やご家

族にとっては何の解決にもならないことを思い知らされています。しかし、せめて「経済的に余裕を持って治療が出来れば」、「生活費の心配をしないで看病に勤しむ事ができれば」といった意味でのお手伝いができれば、と願っています。この仕事は、曜日に関係なく電話が入ります。時には時間も関係なく連絡が入ります。今こうしている時にもどこかで、病気と闘っている人たちがいる。そしてその人々は大変に孤独な闘いをしている、ということをもっと社会に解って欲しい。

また、重大な事はアスベスト問題は過去に終わっているのではなくて、現在も身近な建造物に存在しているということです。今年の10月1日に一応の「全面禁止」が実現されるけれども、本当の意味での全面禁止ではなく、一部の製品には今後も使用が認められているし、過去に使用されていたアスベストは今もなお残っているということです。尊い命が奪われていく中で、決して忘れてはいけないことは「命」を継承することです。大きな教訓を残してくれた事に対して、企業は、国はもっと真剣に取り組まなければいけないと思います。



安全衛生委員会が安全衛生活動をやつてはいけない！

OSHMS構築連続トレーニング講座 第2回開催

「安全衛生委員会が、安全衛生活動そのものを行う場所になってしまっている例が見受けられる」

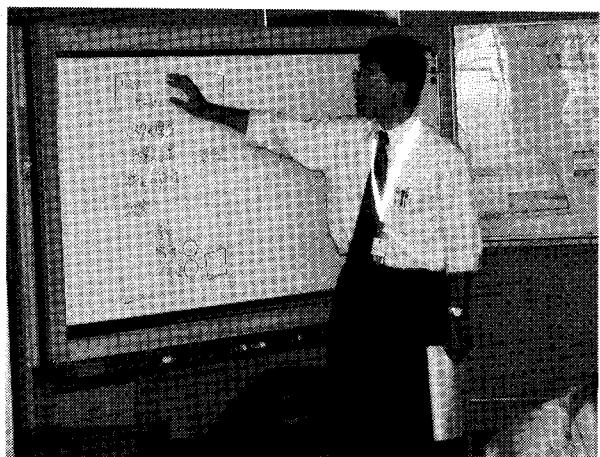
と労働衛生コンサルタントの木田哲二氏はいう。読者のうちかなり多くの方が「えッ、安全衛生活動をやるのは安全衛生委員会だったらいけないの？」と思われるかも知れない。

たしかに法律の条文は、事業者に「調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため」安全衛生委員会等を設置することを義務付けているのであって、安全衛生活動をするために設けることにはなっていない。

木田氏は安全衛生活動そのものを行うことの弊害として次の2点をあげる。

1. 安全衛生委員が安全衛生の推進者となり各部署の無関心な上司の十分な援助が必ずしも受けられない場合がある。
2. 安全衛生委員のみにより安全衛生活動が行われ、職場の労働者の自主的な参加がえられない場合がある。

要するに安全衛生委員が活動を行えば、それで事足りっていて、任せておけばいいなどというような風潮が出てきてしまいやす



講師の木田哲二氏

くなるということである。

安全衛生活動は、職場の業務を進めるための正規のラインの中に位置づけられる必要があり、安全衛生委員会とはその活動に技術的な審議をして意見を述べる立場にあってこそ効果があるということになる。

実際の職場でのトレーニングを元に 自社のOSHMSを構築

労働科学研究所と連合近畿労働安全衛生センターによる労働安全衛生マネジメントシステム構築連続トレーニング講座の第2回講座が9月10日に開催された。参加事

業場が今年5月14日に開催された第1回講座から1年をかけて自社に労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)を構築するという、他に例をみない方法で進行するこの講座は、毎回実際の職場をモデルにして開催している。

第1回の「リスクアセスメントと小さなPDCAサイクル」の丸島アカアシステム(大和郡山市)につづき、第2回の「組織構築と実行・記録」は木村化工機(尼崎市)での開催となった。(講座開始当初は、単一事業場での通し開催の予定であったが、複数事業場での開催に切り替えたもの。)

講座は、午前中に職場を巡視、その結果についてグループ討論を行った。午後からは、前回講座の自社のリスクアセスメント表作りなどの課題を発表、それを検討するグループ討論を行った。

そして今回のテーマは、「組織構築と実行・記録」。前回とは異なり、すでに実施してい



討論風景

る安全衛生活動の内容そのものを再構築するものである。

しかし、安全衛生委員会は何をしているのか？ 安全衛生事務局はどういう作業をしているか？ 衛生管理者は、総括安全衛生管理者は？ 産業医は？ 安全衛生委員は？ と現状を再チェックしてみると、よく分からぬということがあつたりする。漫然と月に一度安全衛生委員を召集、委員会を開催し、事務局が最近の状況を報告し、意見を求めるという議事が進むというのが一般的なところだろうか。委員会は事務局担当者の采配如何ですべてが決まるということになっている場合すらある。

この講座では、安全衛生活動を推進するにふさわしい組織を構築し、年間計画をはじめとした安全衛生活動推進のための文書を作成し、その結果として安全衛生委員会の議事録がそのままOSHMSの実践になるようなシステムを構築する。

6社からの参加者は課題を持ち帰り、1月21日の第3回講座に成果を持ち寄ることとなる。

次ページ【MISSION Easily Possible Of Prime-OSH2003構築トレーニング】参照



MISSION Easily Possible Of Prime·OSH2003 構築トレーニング

MISSION.1 方針・リスクアセスメント・構成員保護
<p>あなたの職場の安全衛生基本方針を作成し構成員に分かり易く伝えよ</p> <ul style="list-style-type: none">・分かり易い言葉により書くこと。・すべての構成員や関係者に明確に伝える方法を確立せよ。
<p>あなたの職場にあるリスクを一覧表にしてあげよ</p> <ul style="list-style-type: none">・リスクアセスメント表を作成すること。・職場全体のリスクの増減を評価する方法を確立せよ。
<p>あなたの職場の構成員に安全衛生に係る権利と義務を分かり易く伝えよ</p> <ul style="list-style-type: none">・少なくとも構成員が匿名で相談ができる窓口を組織内のものと公共のもの（労働基準監督署）を知らせよ。・構成員にリスクアセスメントの結果を分かり易く知らせて危険を回避する方法を教育すること。
MISSION.2 小さな改善 PDCA サイクルの導入
<p>あなたの職場で安全衛生の問題が発生したときにPDCAサイクルに基づき改善する手順を定めよ</p> <ul style="list-style-type: none">・労働災害や事故が発生したときの改善方法を明確にし、ひとつ（もしくは一連の）書式にまとめること。・日常的及び外部からの評価活動で指摘された事項に対する改善方法を明確にし、ひとつ（もしくは一連の）書式にまとめること。
MISSION.3 方針・組織化・計画
<p>あなたの職場を安全衛生の側面から組織化し、それぞれの構成員の職務と権限について明確にせよ</p> <ul style="list-style-type: none">・安全衛生組織図を作成せよ。・安全衛生事務局を構成し、業務内容を明確にせよ。・各組織での責任者と担当者を定め業務内容を明確にせよ。・専門技術職を定め業務内容を明確にせよ。・安全衛生委員会の役割と機能を明確にせよ。
<p>あなたの会社の3年間の安全衛生の課題と1年間の具体的な計画を作成せよ</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的な課題を箇条書きにせよ。・1年間の年間計画表を作成せよ。・リスクアセスメント表に記載されたリスクを改善する具体的な計画が年間計画に含め。・構成員の一般健康の改善計画、5S活動、安全衛生教育・KYT活動（必要ならば）が年間計画に含め。
MISSION.4 実施・記録
<p>新しく作られた組織で新しい計画を実施し、その結果を記録せよ</p> <ul style="list-style-type: none">・実施し、記録せよ。
MISSION.5 評価
<p>安全衛生活動と安全衛生組織を評価する方法を確立せよ。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施事項の評価方法を明確化せよ。・安全衛生活動の評価方法を明確化せよ。
MISSION.6 改善
<p>評価により必要となった改善活動を行い、その結果から生じた変更事項を記録せよ</p> <ul style="list-style-type: none">・改善した結果を必要な構成員に知らせ、新たに発生する問題がある場合は可能な限りの対策を行うこと。・改善内容をすべての書式に反映させること。

前線から

船員保険で2例目の 中皮腫認定

1例目と同職場

東京

兵庫県の元船員Sさん（72歳）が今年になって胸膜中皮腫を発症し、5月に東京社会保険事務局に労災申請していた件で、同事務局は9月はじめ職務上疾病として認定した。

Sさんは、1951年から1957年までの10年間、日本有数の船会社であるN社で機関員、機関士として勤務した。乗船したのはほとんどが蒸気船で、機関室の現場作業において濃厚なアスベスト粉じんに曝露したとみられる。

Sさんは提出した申立書の中で次のように述べている。

「…機関員／担当機関士としてアスベスト暴露場所（例えばボイラー周辺、蒸気配管ヘッダーの保温、揚貨機、甲板機械等への配管

の保温断熱材補修メンテ）従事や指導を日常的に行つたことになります。また時としてボイラー炉内のバーナータイル煉瓦の接着／接合の点検指導を狭い炉内のアスベストの煙霧の中でマスクも使わずに実行した経験もあります。またボイラー背面より駆動する煤吹装置（ストームブロアー）などはボイラー燃焼効率向上の為、常にボイラー炉熱より保護すべくアスベストマットでの保温修理を必要とされていました…」

Sさんは、本誌4月号記事で紹介した笠原昭雄さんが労災認定されたことを報じた新聞を見て「笠原は私の昔の同僚です」と中皮腫・じん肺・アスベストセンターに相談したことが私たちと知り合い今回の労

災認定の契機になった。安全センターでは「家族の会」の古川さんと協力して支援した。笠原さんのまさに同僚から連絡が入るとは思いもよらなかつたし、笠原さんのときと同じように当時の船員仲間が当時のことを積極的に証言してくれる姿に感銘を受けた。

船員保険に対しては、中皮腫で亡くなられた方の遺族補償請求を一例、現在支援しているが、明るみに出でていないケースはまだかなりの数に上るのではないかとみられる。保険者側（この場合は社会保険庁、すなわち厚生労働省）の救済に向けた取り組みが求められている。

例えば、建設業の国民健康保険組合がセメントに埋もれたアスベスト被害労災を探し出す取り組みをあこなって成果を上げている（次ページ新聞記事）。こうした地道な取り組みに学び、対策遅れを取り戻す行政責任がある。



アスベスト禍

労災〃発掘〃45人認定

国保と レセプト点検で

建設業の国民健康保険組合と医師らが連携してレセプト（診療報酬明細書）を点検するなどし、アスベスト（石綿）による病気の患者を掘り起こした結果、過去5年間で45人が石綿関連病で労災認定を受けたことが分かった。病気の原因が石綿と気づかないまま、労災補償されずに苦しんでいた被災者と家族が救済さ

れたうえ、治療費が返還された国保側も財政上プラスとなり、今後の取り組みが注目される。

建設労働者は、石綿を含んだボードや瓦などの建材を切断して石綿を吸引したり、胸膜がんの中に入り込んだボードや瓦などを工らが加入する東京、神奈川、埼玉、千葉の建設

労働組合や全国建設労働組合総連合加盟の労組が被災者探しを開始。99年4月以降、中皮腫12人、肺がん21人、石綿肺などの被災者探しを開始。99年4月以降、中皮腫12人、肺

がん21人、石綿肺などの12人が労災認定された。東京建設業国民健康保険組合（加入者約1万5千人）が労災認定された。

10人のうち板金工の男性は、たばこが原因の肺がんとされていたが、肺

から石綿繊維が見つかって、労災と認定。本人に

が書かれたものを抜き出している。専門医の名取

り、労災と認定。本人に休業補償約500万円、治療費自己負担分約16

0万円が支払われ、同國

保に治療費約640万円

が返還された。男性が死

亡後も毎月約10万円の遺族補償が支給されてい

る。

【大島秀利】

毎日新聞2004年8月8日朝刊

ハツリ労働者の じん肺肺癌死亡

那覇労基署が労災認定

2001年9月に肺ガンで死亡したSさん（沖縄県島尻郡粟国村出身）の遺族が2003年1月に遺族補償請求していた件で、那覇労基署は8月25日付で業務上決定を行った。

Sさんは1934年（大正10年）に沖縄県の離島の粟国島で生まれた。村立尋常小学校を卒業し、第2次大戦中に台湾で入隊、戦後は島に帰郷し農作業に従事した。このとき結婚し、長男をもうけたあと51年に那覇市に出た。那覇で日雇い仕事を多少したのち、ハツリ作業に従事するようになった。大阪市への出稼ぎもしたが、66年に那覇市内の工務店に勤務するようになった。そして82年前後に離職し、島へもどった。ハツリ作業には約30年間従事したことになる。

家族によると、40歳代からタンやセキはよく出ていて、身内のものから「結核かもしれないから検査し

かいなく、発見からわずか1ヶ月後に亡くなったのだった。

Sさんの息子さんもハツリ労働者だが、Sさんが亡くなるのと前後する時期に、じん肺合併症で労災認定されていて、これを安全センターで支援した関係から、Sさんの件を応援することになった。

家族の努力、那覇市の知り合いの協力があって、最終職歴の工務店時代に一緒に働いていた人が幸いみつかり、ハツリ作業をした現場をある程度割り出すことができた。請求先の那覇労基署の話では「こうした事例ははじめて」ということで、沖縄県在住のじん肺患

沖縄

てもらった方がいい」と言われたこともあったそうだ。元来、病院嫌いだったが亡くなる年の春に、不眠を訴えて深夜に夕涼みに出たり、食べ物がのどを通りにくくて戻したりするようになっていたところに右手が拳がらないという異常が出て、那覇市にお見舞いに出たついでに病院で診察を受けた。頸椎症という診断で入院したが、呼吸困難となり検査の結果、肺小細胞ガンとわかった。沖縄赤十字病院に転院したが治療の



Sさんが勤めていた古謝（こじゃ）工務店の忘年会の記念写真 前から2列目左から二人目がSさん

者が肺ガンで労災認定されたのは、初めてのケースではないかとみられる。

Sさんのじん肺は、レントゲン写真上では不整形陰影、胸膜肥厚がありアスベストの影響が強く示唆されていた。建設・解体現場で働くハツリ労働者によく見られる所見であるとともに

に、米軍基地建設に従事した影響があるのではないかと想像されるところだ。

実は、昨年10月に那覇市で行った職業病相談会（本誌2003年10月号参照）に来たYさん家族の父親が、偶然にもSさんの工務店時代の同僚だったこと、証言した元同僚と合わ

せて3人がこの工務店のハツリ部門を専門で担当していたことが判明した。

故Yさんは重症のアスペスト肺、続発性気管支炎で長期の療養のうち呼吸不全で死亡していたため、Sさんと同じ那覇労基署に労災請求し、現在調査中だ。

労働安全衛生法改正で連合がプロジェクトを設置

中央

労働安全衛生法の改正が日程に上っている。前号で紹介した「今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会報告書」をはじめ、「過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会報告書」「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」「労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書」と4つの報告書が公表され、これを受けて労働安全衛生法改正作業が進められることとなる。

具体的には、9月7日に労働政策審議会安全衛生分科会が開催され、以降来春

に向け月に1度のペースで法改正を含めた施策が検討されることとなる。

連合はこの改正作業の進捗にあわせ、9月2日に「労働安全衛生法改正に向けたプロジェクト」を設置、これも月に1度のペースで労働側としての意見を反映するための議論を進めることとしている。

9月2日の会議では、厚生労働省より4つの報告書についての説明があり、質疑応答がなされた。その中で印象的だったのは、一部の報道にあるような抜本的な大改正となるものとは考えていないとの説明。報告

書自身が、かなり踏み込んで書き込んでいる自主的安全衛生活動の促進や元方事業者を通じた安全衛生管理体制の強化などについても、その具体策についてまで報告書は述べておらず、法の条文改正は訓示的な意味合いの規定にとどまり、指針などの行政通達により誘引していくという方法がとられるものとみられる。

ISOガイドラインに準拠したOSHMSにとって必須である労働者の参加の確保や、元方事業者の責任など、条文改正による環境整備が必要な部分が多いことを考えると、今後の連合プロジェクトの活動が十分に成果をあげることが期待されるところである。

8月の新聞記事から

8/2 午後0時10分ごろ、東京都港区の解体中の「沖電気工業」本社別館ビルの3・4階の外壁が崩れ、作業員が転落、外壁の下敷で死亡した。

8/3 午前3時20分ごろ、大阪市北区の路上で、府警天満署のパトカーに信号無視を見つかった乗用車が、同署の巡査長をはね、巡査長は死亡。乗用車の男二人は車を放置して逃走。

前10時20分ごろ、大阪市港区でマンホールの汚泥の清掃作業をしていた市都市環境局西部管理事務所の職員2人が、マンホール内で酸欠で倒れ、1人は死亡もう1人は軽症。

午後3時10分ごろ、東京都文京区の東京大学環境安全研究センター測定室で、廃棄された「四塩化ケイ素」の試薬瓶が破裂し、委託業者の男性が塩化水素で軽いやけどを負った。

8/4 午前11時40分ごろ、松江市田和山町、同市立病院建設現場で男性作業員3人が2階の床面が落ちて転落し、1人が重傷、2人が軽傷。

8/5 後2時20分ごろ、千葉県市川市のビル最上階の8階フロア設置の避難器具を点検中、器具のロープが切れて防災サービス会社社員が転落、死亡した。

会社が禁煙タクシーの導入を拒否したため、慢性気管支炎などの健康被害を受けたとして、横浜市のタクシー運転手が、勤務先の神奈中ハイヤーに50万円の損害賠償を求める訴訟を厚木簡裁に起こした。タクシー会社を相手取った受動喫煙を巡る訴訟の提訴は初めて。

8/7 福井県大飯町の大島漁港の南南西の小浜湾で午後9時20分ごろ、遊漁船幸将丸が、停泊していた工事用作業船に衝突。遊漁船の船長が右腕を骨折など重傷、客5人が重軽傷。

8/8 7人が死傷した昨年8月の三重県多度町のごみ固定燃料(RDF)発電所の爆発を受け、環境省や消防庁が昨年12月にだした安全対策に対し、自治体関与の全国63の関連施設のうち8割にあたる51施設で不備があることが分かった。

午後3時40分ごろ、青森県八戸市の三菱製紙八戸工場で、塩酸の薬剤で、配管の洗浄作業をしていた社員2人が倒れ、意識不明の重体。有毒ガスによる中毒とみて調査。

8/9 午後3時25分ごろ、福井県美浜町の関西電力美浜原子力発電所3号機のタービン建屋2階で、復水配管が減肉摩耗で破損し、高温高圧の2次冷却水が水蒸気となって噴き出し、定期検査の準備作業をしていた「木内計測」の作業員11人が蒸気を浴び、うち5人が死亡、6人が重軽傷を負った。福井労働局と教員労働基準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で関電側を書類送検する方向で調査することを決めた。

8/10 午後7時ごろ、硫黄島の北方約70キロ付近で、米海軍の空母の大規模演習「サマーパルス04」に参加中、米空母ステニスの艦載機S3バイキングが墜落した。乗員4人が行方不明。

うつ病になって自殺した男性社員の妻と両親が、自動車部品メーカー山田製作所を相手に総額約9250万円の損害賠償を求め、熊本地裁に提訴した。菊池労働基準監督署は04年3月、業務に起因する死亡と認定し、遺族に労災保険の支給を決定している。

8/16 午前7時ごろ、茨城県ひたちなか市で、盗品等有償譲り受けの容疑者宅で逮捕されそう

になった容疑者が抵抗、車で逃げようとしたため、機動捜査隊の警部補が拳銃を発砲、腹部に命中し容疑者は重体。警部補ら2人があいくちで切り付けられ、腕などに軽いけが。

8/16 午後9時ごろ、太平洋パラオ諸島沖で操業していた共和水産所属の巻き網漁船第78光洋丸の船倉で船員2人が倒れ、酸欠で死亡した。

8/18 猛暑となった七月、仕事中の熱中症の労災事故は全国で44件で昨年の約3.4倍にのぼったことが厚生労働省のまとめで分かった。今年1月からの熱中症による労災の累計は53人で、昨年同期(18人)を大きく上回っている。業種別では、建設業が4人の死亡を含む33人、警備業6人、製造、運送業の各4人など。

8/19 自衛官の自殺者が増え、今年4月から7月末までの4カ月間で31人にのぼった。防衛庁は、過去最多の02年度の78人を上回る予想。

8/20 午後2時20分ごろ、福岡県甘木市のプリヂストン甘木工場精練棟のゴム練り機から出火、同機やベルトコンベヤー、電気室など約800平方メートルを焼き、社員2人がやけどを負い、11人が煙を吸って病院で手当を受けた。

8/21 午前10時半ごろ、岡山県倉敷市の飼料製造販売会社「ジェイエイ西日本くみあい飼料」水島工場で、同工場の作業員がはしごから足を滑らせ、小麦のくずを入れたタンク内に落ちて生き埋めとなり窒息死した。

8/25 午前5時20分ごろ、山梨県上九一色村の山林の携帯電話会社「au」の本栖湖基地鉄塔で、電気工事会社社員が高さ27メートルの作業台階段の上がり口から足を踏み外して転落した。高さ1.5メートルにある幅約1メートルのトタン製のひさしがワッショソとなり、左腕などを骨折する2カ月のけがで、命に別条はなかった。

8/26 午後4時半ごろ、香川県丸亀市の今治造船丸亀事業本部の工場で爆発があり、船倉で塗装作業中だった協力会社社員2人が死亡、1人がやけどを負い、助けに入った今治造船社員1人が一酸化炭素中毒で入院。

8/30 午前4時40分ごろ、埼玉県桶川市の「ミニストップ桶川上日出谷店」で2人組の男が店内に押し入り、約8万7000円を奪った。刃物で店員の右太ももを刺し、店員は重傷。

午前11時55分ごろ、愛媛県内海村の由良半島沖南約1キロの宇和海で、台風16号の強風を避けて停泊中のベトナム船籍の貨物船「ビハン05号」が岩場に乗り上げ、ベトナム人乗組員4人が海中に投げ出された。

中古車情報誌「カーセンサー関西版」などの雑誌を編集する「ジェイ シー エム」大阪支店にアルバイト勤務し、入社51日目に虚血性心疾患で死亡した大阪府枚方市の廣瀬勝さんの遺族が過労死として、同社に約1億1560万円の損害賠償を求める訴訟で、大阪地裁は過労死と認め、計約4734万円の支払いを命じた。

午後1時半ごろ、札幌市中央区の解体作業中のガソリンスタンドで爆発があり、作業員の男性2人が全身やけどで重傷を負った。

8/31 午後3時50分ごろ、札幌発羽田行きの日航1014便ジャンボ機が岩手県花巻市上空で乱気流に遭い、女性客室乗務員2人が骨折などのけがを負った。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」 9月号(通巻342号) 04年9月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 兼用	Super Relief -(ツートン)	グレー・ブル	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259

(毎月一回10日発行)